

平成 21 年 1 月 28 日
農林水産省改革推進室

農林水産省改革の進捗状況について
(平成 21 年 1 月 23 日までの取組)

1 これまでの取組の総括

- (1) 農林水産省改革の工程表（平成 20 年 12 月 24 日農林水産省省議決定）において、平成 21 年 3 月末までに一定の成果を求められている事項については、関係部局において何らかの取組が開始されている。
- (2) 取組の具体的な進捗状況について、当室による確認作業の過程において、以下の事実が明らかとなった。
- ① 工程表の省議決定（又は改革チーム「緊急提言」の公表）以後にすぐに具体的な検討作業が開始され、既に実行に移されている事項がある一方で検討の準備作業の段階にとどまっているものがあるなど、バラツキが大きい。
 - ② 各局庁（本省）、地方農政局・地方農政事務所をはじめとする各地方組織がそれぞれ自ら取り組む事項については、総じて言えば、地方組織の方が比較的早く具体的な取組に移っている。ただし、地方組織間でも、取組のスピードには大きな差がある。
 - ③ 工程表の「関係部局」の欄に記載されていない部局・部署が、担当部局の取りまとめを待たずに自ら積極的に改革に取り組む事例も一部で見られた。

2 今後の対応方向

- (1) 事項間のバラツキは、取組内容の性質に起因する面もあるが、少なくともできるだけ早く具体的な検討作業に入るべきである。

(2) 同一事項で部局ごとに取組のスピードに差がある場合は、遅れている部局は先行している部局の取組を参考にしつつ、まずは取組を開始すべきである。
また、先行・後発を問わず、常によりよい方策を求めるべきである。

(3) 特定の部局・部署が担当している事項については、具体的な成案は3月末までに得られるとしても、

① 既存のマニュアル等があるものについては、その周知徹底を再度図る等により、応急的な対応を行うべきである。

② また、担当部局・部署の取組を待たず、自ら積極的に独自の取組を行っている部局・部署においては、引き続きその取組を進め、その経験を担当部局に提供することで、より充実した改革案の作成に貢献すべきである。

なお、このような取組は、当室より省内に積極的に紹介する。

3 「農林水産省改革の工程表」における積極的、先行的な取組

(1) 政策決定プロセスの改革

○ 新たな政策を決定するに当たっての課独自の政策プロセスの基本方針を策定した。この方針について、2月に国民から意見を募集し、反映する予定である。(環境バイオマス政策課)

(2) 国民視点に立った政策・業務の実行の追求

① 秘書課の接遇マニュアルが作成されるまでの当面の取組として、独自の接遇マニュアルの作成(北陸農政局、近畿農政局、九州農政局)、独自の接遇研修(1月30日に実施)(山口農政事務所)を行うといった積極的な取組がみられた。

② 積極的な外部説明に向けた説明能力の向上のため、全職員を対象にそれぞれの職員が考えたテーマをわかりやすく発表する所内研修発表会の開催(北奥羽土地改良調査管理事務所)や、職員各々の業務内容を用紙1枚で国民全般向けに分り易く説明する訓練(山口農政事務所)などの取組が行われている。

(3) リスク管理・危機管理の改革

- ① 「ヒヤリ・ハット」体験の共有のため、組織内の失敗等の事例について、原因や対処方法を検証・議論し、結果を共有化した。

(環境バイオマス政策課、北海道農政事務所、広島農政事務所)

- ② 外部からの情報に適切に対処するため、局独自の「通報対応マニュアル」を、情報評価課と調整しつつ、作成している。(総合食料局)

(4) 業務内容の改革

- 平成20年12月に、農林水産省のホームページの「環境バイオマス政策」のコーナーに、「環境バイオマス政策にあなたの声を！」と題した国民からの意見の受付窓口を設置した。(環境バイオマス政策課)

(5) 従来の慣行にとらわれない国民視点での組織運営の実現

- ① 1月16日より、事務次官自らが、全ての農政局の管内を訪れ、職員の意識改革を促すため、訓示や職員との意見交換等の取組を行っている。

(北海道農政事務所、近畿農政局管内で実施済み。)

- ② 1月19日に、職員同士の意識や情報の共有を図るため、全職員に対し、改革推進室の考え方や優良な取組事例を紹介するとともに、職員からの幅広い意見等を受け付ける「省改革DM（ダイレクトメール）」の配信を開始した。(以後、定期的に配信。)(改革推進室)

- ③ 既存の概念にとらわれない政策論議を行うため、農政改革について、各部署の専門グループを超えた職種横断的なチームにより総合的な政策パッケージの検討及び提案を行う取組を1月中に開始する。(改革推進室)